



## 裁判員制度に対する疑問にお答えします

来年の5月21日から始まる裁判員制度について、多く寄せられる質問にお答えします。

照会先 岐阜地方裁判所事務局総務課  
☎ 058-262-5121

### ？ 裁判員制度は、どのような制度ですか？

裁判員制度は、国民の中から選ばれた6人が、裁判員として刑事裁判に参加し、3人の裁判官と一緒に被告人が有罪か無罪か、有罪の場合にはどのような刑にするかを決める制度です。

裁判員制度では、裁判の進め方やその内容に、国民の視点や感覚が反映されますので、裁判全体に対する国民の理解がより深まり、裁判がより身近に感じられ、司法への信頼が高まっていくことが期待されています。

### ？ 裁判員は、何日間裁判に参加するのですか。また、裁判は1日何時間かかりますか？

実際の審理日数は、それぞれの事件の内容により異なりますので、一概にはいえません。しかし、裁判員裁判では、法廷での審理を始める前に、裁判官、検察官、弁護人の三者でポイントを絞ったスピーディーな裁判が行われるように、事件の争点や証拠を整理し、審理計画を明確にするための手続き（公判前整理手続）が行われます。また、できるだけ連日的に開廷することになっていますので、約7割の事件が3日以内で終わると見込まれています。事件によっては、もう少し時間のかかるものもあります（約2割の事件が4日または5日、約1割の事件が6日以上）。

1日にどのくらいの時間裁判を行うかは、事件ごとに異なりますが、事件の内容や裁判員の負担なども考慮して、そのつど決めていくことになります。

ただ、丸1日かかる事件でも、裁判の前後に裁判員と裁判官との打ち合わせをすることが考えられますし、昼食時間も当然ありますので、法廷で裁判が行われる時間は、通常は1日5時間程度と考えられます。

### ？ 仕事が忙しいのですが、辞退できませんか？

「仕事が忙しい」というだけでは辞退できませんが、とても重要な仕事があり、自分でこれを処理しなければ著しい損害が生じるおそれがある場合には、辞退することができます。

辞退の判断は裁判所が行いますが、裁判所に通う期間、勤務先の規模、事業への影響などを考慮することになります。

裁判員の負担ができるだけ少なくなる制度にしていきたいと考えていますので、ご協力をお願いします。

### ？ 裁判員になったことで、トラブルに巻き込まれたりしませんか？

事件関係者から危害を加えられるおそれのある例外的な事件については、裁判官のみで審理することになっています。

不安や危険を感じるようなことが生じた場合には、すぐに裁判所に相談してください。

# 裁判員

